

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例施行規則 平成22年9月1日規則第16号 (趣旨)</p>	<p>○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例施行規則 平成22年9月1日規則第16号 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例（平成22年輕井沢町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例（平成22年輕井沢町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 大規模開発行為 長野県自然環境保全条例施行規則（昭和54年長野県規則第30号）第29条各号に掲げる行為であって、当該各号に規定する基準を超えるものをいう。 (2) 大規模建築物 建築面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。）が1,000平方メートルを超える建築物をいう。 (協議対象土地利用行為)</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 大規模開発行為 長野県自然環境保全条例施行規則（昭和54年長野県規則第30号）第29条各号に掲げる行為であって、当該各号に規定する基準を超えるものをいう。 (2) 大規模建築物 建築面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。）が1,000平方メートルを超える建築物をいう。 (協議対象土地利用行為)</p>
<p>第3条 条例第7条第1項の規則で定める土地利用行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 土地の分譲又は分割（3区画以上のものに限り、分筆を伴わないものを含む。） (2) 土地の区画の再分割（分筆を伴わないものを含む。） (3) 運動場、テニスコート、ゴルフ場、スキー場その他のスポーツ若しくはレクリエーション施設の設置又は変更 (4) 建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築若しくは移転（以下「建築等」という。）。ただし、<u>一戸建て専用住</u></p>	<p>第3条 条例第7条第1項の規則で定める土地利用行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 土地の分譲又は分割（3区画以上のものに限り、分筆を伴わないものを含む。） (2) 土地の区画の再分割（分筆を伴わないものを含む。） (3) 運動場、テニスコート、ゴルフ場、スキー場その他のスポーツ若しくはレクリエーション施設の設置又は変更 (4) 建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築若しくは移転（以下「建築等」という。）。ただし、<u>1戸建て専用住</u></p>

改正後	改正前
<p><u>宅</u>（同一棟内に独立した住戸が2以上あるものを除く。）の建築等及びこれに附属する自動車車庫、物置その他の建築物等のうち簡易な構造のもの建築等を除く。</p> <p>(5) 建築物等の用途の変更。ただし、<u>一戸建て専用住宅</u>への用途の変更を除く。</p> <p>(6) 建築物等を利用し、又は利用しないで行われる飲食物の提供若しくは興行その他これらに類する行為</p> <p>(7) 廃棄物に係る施設、資材置場若しくは路外駐車場<u>(路外駐車場とする面積が300平方メートル以上のものをいう。)</u>の設置又は変更</p> <p>(8) 墓地、納骨堂、葬祭場、火葬場その他これらに類する施設の設置又は変更</p> <p>(9) 土地の形質変更及び埋立てであって、次に掲げるもの  ア 土地の形質変更及び埋立てを行う面積が300平方メートル以上であって、それにより生じる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以上となるもの  イ 土地の形質変更及び埋立てを行う土地が町長が別に定める特定道路等に隣接するもの</p> <p>(10) 地下水（軽井沢町地下水保全条例（平成24年輕井沢町条例第21号）に規定する井戸において採取する地下水を除く。）又は温泉の採取を目的とする土地の掘削</p> <p>(11) 木竹の伐採であって、その面積が300平方メートル以上のもの又は町長が別に定める特定道路等から望見することのできる山の輪郭線を変更するもの。ただし、次に掲げる伐採を除く。  ア 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採  イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</p>	<p><u>宅</u>（同一棟内に独立した住戸が2以上あるものを除く。）の建築等及びこれに附属する自動車車庫、物置その他の建築物等のうち簡易な構造のもの建築等を除く。</p> <p>(5) 建築物等の用途の変更。ただし、<u>1戸建て専用住宅</u>への用途の変更を除く。</p> <p>(6) 建築物等を利用し、又は利用しないで行われる飲食物の提供若しくは興行その他これらに類する行為</p> <p>(7) 廃棄物に係る施設、資材置場若しくは路外駐車場_____の設置又は変更</p> <p>(8) 墓地、納骨堂、葬祭場、火葬場その他これらに類する施設の設置又は変更</p> <p>(9) 土地の形質変更及び埋立てであって、次に掲げるもの  ア 土地の形質変更及び埋立てを行う面積が300平方メートル以上であって、それにより生じる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以上となるもの  イ 土地の形質変更及び埋立てを行う土地が町長が別に定める特定道路等に隣接するもの</p> <p>(10) 地下水（軽井沢町地下水保全条例（平成24年輕井沢町条例第21号）に規定する井戸において採取する地下水を除く。）又は温泉の採取を目的とする土地の掘削</p> <p>(11) 木竹の伐採であって、その面積が300平方メートル以上のもの又は町長が別に定める特定道路等から望見することのできる山の輪郭線を変更するもの。ただし、次に掲げる伐採を除く。  ア 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採  イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</p>

改正後	改正前
<p>ウ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</p> <p>エ 電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類するものの保守の支障となる木竹の伐採</p> <p>オ 林業の事業活動として行われる皆伐を除く木竹の伐採</p> <p>(12) 前各号に定めるもののほか、自然環境又は生活環境に影響を及ぼすおそれのある土地利用行為であって、町長があらかじめ当該行為の内容を確認する必要があると認められるもの</p> <p>(土地利用行為協議書)</p>	<p>ウ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</p> <p>エ 電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類するものの保守の支障となる木竹の伐採</p> <p>オ 林業の事業活動として行われる皆伐を除く木竹の伐採</p> <p>(12) 前各号に定めるもののほか、自然環境又は生活環境に影響を及ぼすおそれのある土地利用行為であって、町長があらかじめ当該行為の内容を確認する必要があると認められるもの</p> <p>(土地利用行為協議書)</p>
<p>第4条 条例第7条第1項の土地利用行為協議書は、土地利用行為協議（変更）書（様式第1号）によるものとし、その提出部数は2部とする。</p> <p>2 土地利用行為協議書には、次の各号に掲げる書類をそれぞれ添付しなければならない。ただし、町長が必要ないと認める書類にあっては、省略することができる。</p> <p>(1) 土地利用行為概要書</p> <p>(2) 位置図及び案内図</p> <p>(3) 公図の写し</p> <p>(4) 土地利用現況図その他現況の土地利用等を把握できる書類</p> <p>(5) 土地利用計画図</p> <p>(6) 建築物計画図</p> <p>(7) 植栽計画図</p> <p>(8) 近隣住民等説明経過書</p> <p>(9) その他町長が必要と認める書類</p> <p>(一団の土地等における協議対象土地利用行為の適用除外)</p>	<p>第4条 条例第7条第1項の土地利用行為協議書は、土地利用行為協議（変更）書（様式第1号）によるものとし、その提出部数は2部とする。</p> <p>2 土地利用行為協議書には、次の各号に掲げる書類をそれぞれ添付しなければならない。ただし、町長が必要ないと認める書類にあっては、省略することができる。</p> <p>(1) 土地利用行為概要書</p> <p>(2) 位置図及び案内図</p> <p>(3) 公図の写し</p> <p>(4) 土地利用現況図その他現況の土地利用等を把握できる書類</p> <p>(5) 土地利用計画図</p> <p>(6) 建築物計画図</p> <p>(7) 植栽計画図</p> <p>(8) 近隣住民等説明経過書</p> <p>(9) その他町長が必要と認める書類</p> <p>(一団の土地等における協議対象土地利用行為の適用除外)</p>
<p>第5条 条例第7条第3項ただし書に規定する規則で定める土地利用行為は、先行する土地利用行為に係る条例第10条に規定する協議終了確認書が通知されてから、原則として3年を経過した後に、条例第7条第1項に規定する土地利用行為協議書の提出があった土地利用行為とする。</p> <p>(説明の範囲)</p>	<p>第5条 条例第7条第3項ただし書に規定する規則で定める土地利用行為は、先行する土地利用行為に係る条例第10条に規定する協議終了確認書が通知されてから、原則として3年を経過した後に、条例第7条第1項に規定する土地利用行為協議書の提出があった土地利用行為とする。</p> <p>(説明の範囲)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 条例第8条の説明を行うべき範囲は、次の各号に定める区域とする。</p> <p>(1) 鉄塔その他これに類する工作物（以下この号において「鉄塔等」という。）の建築等 建築等をしようとする鉄塔等の水平投影外周線に囲まれた土地からの水平距離が当該鉄塔等の高さに2を乗じて得た数の範囲内の区域</p> <p>(2) 夜間照明施設の設置 設置しようとする夜間照明施設の光源（光源よりも支柱が照明施設を設置する土地の境界線に近接している場合は、支柱）の中心点を結ぶ線の水平投影線に囲まれた土地からの水平距離が30メートル以内の区域</p> <p>(3) 共同住宅若しくは長屋（兼用住宅を含む。）又は宿泊施設（以下この号において「共同住宅等」という。）の建築等 建築等をしようとする共同住宅等の敷地の境界線からの水平距離が50メートル（共同住宅等の建築等が大規模開発行為であるときは、100メートル）以内の区域</p> <p>(4) 太陽光発電施設の設置 設置しようとする太陽光発電施設の水平投影外周線からの水平距離が50メートル（太陽光発電施設を設置する敷地の面積が1ヘクタールを超える場合は、100メートル）以内の区域</p> <p>(5) 墓地、納骨堂、葬祭場その他これらに類する施設の設置又は変更設置又は変更しようとする施設の敷地の境界線（その境界線が、当該土地利用行為者又はその者に関連する土地所有者等の所有等に係る土地との境界線であるときは、当該土地の境界線とする。次号において同じ。）からの水平距離が200メートル以内の区域</p> <p>(6) 火葬場その他これに類する施設の設置又は変更 設置又は変更しようとする施設の境界線からの水平距離が500メートル以内の区域</p> <p>(7) 前各号以外の協議対象土地利用行為 協議対象土地利用行為を行おうとする敷地の境界線（その境界線が道路その他の公共の用に供する土地との境界線であるときは、その土地の反対側の境界線）に接する土地の区域</p>	<p>第6条 条例第8条の説明を行うべき範囲は、次の各号に定める区域とする。</p> <p>(1) 鉄塔その他これに類する工作物（以下この号において「鉄塔等」という。）の建築等 建築等をしようとする鉄塔等の水平投影外周線に囲まれた土地からの水平距離が当該鉄塔等の高さに2を乗じて得た数の範囲内の区域</p> <p>(2) 夜間照明施設の設置 設置しようとする夜間照明施設の光源（光源よりも支柱が照明施設を設置する土地の境界線に近接している場合は、支柱）の中心点を結ぶ線の水平投影線に囲まれた土地からの水平距離が30メートル以内の区域</p> <p>(3) 共同住宅若しくは長屋（兼用住宅を含む。）又は宿泊施設（以下この号において「共同住宅等」という。）の建築等 建築等をしようとする共同住宅等の敷地の境界線からの水平距離が50メートル（共同住宅等の建築等が大規模開発行為であるときは、100メートル）以内の区域</p> <p>(4) 太陽光発電施設の設置 設置しようとする太陽光発電施設の水平投影外周線からの水平距離が50メートル（太陽光発電施設を設置する敷地の面積が1ヘクタールを超える場合は、100メートル）以内の区域</p> <p>(5) 墓地、納骨堂、葬祭場その他これらに類する施設の設置又は変更設置又は変更しようとする施設の敷地の境界線（その境界線が、当該土地利用行為者又はその者に関連する土地所有者等の所有等に係る土地との境界線であるときは、当該土地の境界線とする。次号において同じ。）からの水平距離が200メートル以内の区域</p> <p>(6) 火葬場その他これに類する施設の設置又は変更 設置又は変更しようとする施設の境界線からの水平距離が500メートル以内の区域</p> <p>(7) 前各号以外の協議対象土地利用行為 協議対象土地利用行為を行おうとする敷地の境界線（その境界線が道路その他の公共の用に供する土地との境界線であるときは、その土地の反対側の境界線）に接する土地の区域</p>
<p>2 次の各号に掲げる協議対象土地利用行為に係る条例第8条の説明は、町</p>	<p>2 次の各号に掲げる協議対象土地利用行為に係る条例第8条の説明は、町</p>

改正後	改正前
<p>長が別に定める説明会を開催する方法によるものとする。ただし、第2号及び第3号にあっては、協議対象土地利用行為の内容、周辺区域の状況その他の事項を勘案し、当該説明会の開催が必要ないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 大規模開発行為  (2) 大規模建築物の建築等  (3) 墓地、納骨堂、葬祭場、火葬場その他これらに類する施設に係る土地利用行為  (協議終了確認書)</p>	<p>長が別に定める説明会を開催する方法によるものとする。ただし、第2号及び第3号にあっては、協議対象土地利用行為の内容、周辺区域の状況その他の事項を勘案し、当該説明会の開催が必要ないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 大規模開発行為  (2) 大規模建築物の建築等  (3) 墓地、納骨堂、葬祭場、火葬場その他これらに類する施設に係る土地利用行為  (協議終了確認書)</p>
<p>第7条 条例第10条の協議終了確認書は、協議終了確認（変更）書（様式第2号）によるものとする。  (身分証明書)</p>	<p>第7条 条例第10条の協議終了確認書は、協議終了確認（変更）書（様式第2号）によるものとする。  (身分証明書)</p>
<p>第8条 条例第14条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3号）によるものとする。  (公表の方法)</p>	<p>第8条 条例第14条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3号）によるものとする。  (公表の方法)</p>
<p>第9条 条例第16条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、掲示、広報紙への掲載その他町長が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 土地利用行為者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  (2) 土地利用行為者の住所（法人にあっては、所在地及び代表者の住所）  (3) 勧告の内容及び正当な理由がなく当該勧告に従わなかった旨  (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項  (意見を述べる機会の付与)</p>	<p>第9条 条例第16条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、掲示、広報紙への掲載その他町長が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 土地利用行為者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  (2) 土地利用行為者の住所（法人にあっては、所在地及び代表者の住所）  (3) 勧告の内容及び正当な理由がなく当該勧告に従わなかった旨  (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項  (意見を述べる機会の付与)</p>
<p>第10条 条例第16条第2項の公表通知書は、次に掲げる事項を記載した公表通知書（様式第4号）によるものとする。</p> <p>(1) 公表しようとする事実の内容及び根拠となる条例の条項  (2) 公表の理由  (3) 次項に規定する意見書の提出先及び提出期限</p>	<p>第10条 条例第16条第2項の公表通知書は、次に掲げる事項を記載した公表通知書（様式第4号）によるものとする。</p> <p>(1) 公表しようとする事実の内容及び根拠となる条例の条項  (2) 公表の理由  (3) 次項に規定する意見書の提出先及び提出期限</p>

改正後	改正前
<p>(4) 口頭で意見を述べることを申し立てることができる旨</p> <p>2 条例第16条第2項の規定による意見陳述は、当該公表に対する意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）を町長に提出して行うものとする。この場合において、証拠書類等を提出することができる。</p> <p>3 町長は、当該意見陳述人から申立てがあったときは、前項の規定にかかわらず、意見書の提出とともに口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。</p> <p>以下 略</p>	<p>(4) 口頭で意見を述べることを申し立てることができる旨</p> <p>2 条例第16条第2項の規定による意見陳述は、当該公表に対する意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）を町長に提出して行うものとする。この場合において、証拠書類等を提出することができる。</p> <p>3 町長は、当該意見陳述人から申立てがあったときは、前項の規定にかかわらず、意見書の提出とともに口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。</p> <p>以下 略</p>